

令和元年仙審第30号

裁 決
漁船A施設灯衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 四級海技士（航海）（履歴限定）

本件について，当海難審判所は，理事官植松正出席のうえ審理し，次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

（海難の事実）

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和元年5月15日04時03分
宮城県金華山東方沖合
- 2 船舶の要目
船種 船名 漁船A
総トン数 66トン
全 長 31.45メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出 力 698キロワット

3 事実の経過

Aは、船首楼甲板に操舵室を配し、レーダー2基、GPSプロッター及び遠隔操縦装置を備えた、船尾に投揚網に供するスリップウェイを設けた底引き網漁業に従事する鋼製漁船で、a受審人ほか6人が乗り組み、操業の目的で、船首1.7メートル船尾3.7メートルの喫水をもって、令和元年5月15日02時10分宮城県石巻漁港を発し、金華山東方沖合の漁場に向かった。

ところで、Aの使用している底引き網には、曳網中、魚類等の入網状況等をモニターするネットレコーダーを網の開口部付近に取り付けており、同レコーダーの作動電源として蓄電池を使用していた。

また、前示蓄電池は、ネットレコーダーへの連続給電可能時間が約12時間であることから、平素、出港作業に引き続き行われる網をスリップウェイ付近に整える作業時に同レコーダーが格納してある水密ボックス（以下「レコーダーボックス」という。）を開放して同蓄電池を交換していた。

a受審人は、出港時の甲板作業を終え昇橋した相当直者の一等航海士（以下「一航士」という。）と船橋当直に就き、03時19分金華山灯台から258度（真方位、以下同じ。）3.2海里の地点で、針路を104度に定め、自動操舵によって、11.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、平素、出港後速やかに行っているネットレコーダーの蓄電池の交換作業が激しい降雨により実施されなかったことから、降雨及び周囲の状況を勘案して漁場に到着するまでの適当な時期に行うつもりで続航中、金華山南東方沖合に至ったところで、降雨が小康状態となったことから、ネットレコーダーの蓄電池交換作業を、時期を見て行うこととした。

a 受審人は、03時53分少し過ぎ金華山灯台から127度3.65海里の地点に達したとき、小康状態であるものの、未だ降雨が続いており、レコーダーボックスへの雨水の浸入が懸念されたことから、作業時間の短縮を図るため2人で作業に当たることとしたが、船首方に認めた金華山沖波浪観測施設灯（以下「金華山沖施設灯」という。）の灯光が遠方に感じられたことや、周囲に航行の支障となる他船も認めなかったことから、ネットレコーダーの蓄電池交換作業に要する時間程度であれば操舵室を無人としても航行に危険を及ぼすことはないものと思い、操舵室後方の寝台で仮眠中の乗組員を船橋当直に就かせるなど、船橋当直を適切に維持することなく、相当直者の一航士とともに降橋して後部甲板スリップウェイ付近に赴いた。

こうして、a 受審人は、操舵室を無人としたまま一航士とともにネットレコーダーの蓄電池交換作業に従事し、同作業終了後、操舵室に戻る途上、04時03分金華山灯台から120度5.4海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、その左舷船首部が金華山沖施設灯に衝突した。

当時、天候は雨で風力3の南東風が吹き、視界は2海里ないし3海里であった。

衝突の結果、Aは、左舷船首部外板に亀裂を伴う擦過傷を、金華山沖施設灯は、レーダーリフレクター及び防舷材取付台等に破損をそれぞれ生じ、のちいずれも修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件施設灯衝突は、夜間、金華山南東方沖合において、漁場に向けて東行中、船橋当直の維持が不適切で、金華山沖施設灯に向け、接近したことによって発生したものである。

a 受審人は、金華山南東方沖合において、漁場に向けて東行中、ネットレコーダーの蓄電池交換作業を実施するため降橋する場合、他の乗組員を船橋当直に就かせるなど、船橋当直を適切に維持すべき注意義務があった。しかるに、同人は、船首方に認めた金華山沖施設灯の灯光が遠方に感じられたことや、周囲に航行の支障となる他船も認めなかったことから、同作業に要する時間程度であれば操舵室を無人としても航行に危険を及ぼすことはないものと思い、相当直者の一航士とともに降橋して後部甲板のスリップウェイ付近に赴き、船橋当直を適切に維持しなかった職務上の過失により、金華山沖施設灯に向けて接近し、同施設灯への衝突を招き、船体及び同施設灯にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 2 年 2 月 2 7 日

仙台地方海難審判所

審判官 志 村 信 三 郎